

## 牧之原市議会における災害発生時の活動要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市において地震・台風等の災害が発生したとき、牧之原市議会が牧之原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な活動ができるよう必要な事項を定めるものとする。

### (支援本部)

第2条 議長は、災害の発生により災害対策本部が設置された場合、これを支援し協力するため、牧之原市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

- 2 支援本部は、災害対策本部が設置されている期間は原則として置く。
- 3 議長は、市内に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害対策活動がおおむね解消したと認めるときは、支援本部を廃止することができる。

### (支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって充てる。
- 5 本部員は本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充てる。
- 6 支援本部の体制は、別表のとおりとする。

### (本部役員会議)

第4条 支援本部は、災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するための基本的な事項の実施について協議するため、支援本部に本部役員会議を置く。

- 2 本部役員会議は、本部長、副本部長及び本部役員をもって構成する。
- 3 本部役員会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 4 本部役員会議の任務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
  - (2) 災害対策本部から災害情報の提供を受け、本部員に情報提供を行うこと。
  - (3) 本部員からの災害及び被害情報の収集並びに整理をし、災害対策本部に情報提供を行うこと。
  - (4) 被災地及び避難所等の調査に協力すること。
  - (5) 必要に応じて国、県その他の関係機関等への要望活動を行うこと。
  - (6) その他支援本部が必要と認める事項

### (議員の活動及び遵守事項)

第5条 議員の活動及び遵守事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 支援本部からの情報の提供を受けること。
- (3) 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。
- (4) 各地区等の応急活動等諸活動に協力すること。
- (5) 被災者からの各種要望については、市民の代表として公平、公正かつ平等に対応するよう努めること。

(災害対策本部との関係)

第6条 災害対策本部への要請及び提言については、本部長を通じて行う。

2 災害対策本部から支援本部に緊急の判断等を求められた場合は、本部役員会議において協議の上、対処するものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、災害対策本部の会議に出席し、災害情報等の情報収集に努めるとともに支援本部へ報告する。
- (2) 事務局長は、支援本部の会議録及び活動記録を可能な限り作成する。
- (3) 事務局長及び事務局職員は、災害対策本部の業務に従事するとともに支援本部の業務に従事する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。